六　単独作業及び非定常作業に対する保安管理

鉱業権者は、請負作業者を含め、単独作業及び修理等の非定常作業に携わる者の災害を防止するため、鉱山全体での保安管理に努めるものとする。

七　国及び鉱業関係団体の連携・協働による保安確保の取組

国は、外部専門家による保安指導を実施するとともに、鉱山労働者等を対象とした各種研修及び災害情報の水平展開等の充実に取り組むものとする。

鉱業関係団体は、鉱業権者のニーズを踏まえ、民間資格制度「保安管理マスター制度」の創設、運用を始めとした自主保安体制強化のための支援等、災害防止のための活動を積極的に実施するものとする。

両者は、それぞれの活動が有機的に機能し、保安レベルの継続的な向上につながるよう連携・協働を促進するものとする。特に、中小零細規模の鉱山に対してはニーズに応じてきめ細かな支援を実施する等、一定の配慮を行うものとする。

○経済産業省告示第六十九号

金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）第四条第一項の規定に基づき、特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、告示し、平成二十五年四月一日から施行する。これに伴い、平成十五年経済産業省告示第九十号は、廃止する。

平成二十五年三月二十八日

経済産業大臣　茂木　敏充

特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針

金属鉱業等に係る特定施設についての鉱害防止事業は、昭和四十八年に金属鉱業等鉱害対策特別措置法が制定されて以来、その計画的推進が図られてきた。

しかしながら、残存する鉱害防止工事に加え、坑水又は廃水の処理施設の老朽化への対応、自然災害への緊急対応等、実施すべき鉱害防止工事が引き続き見込まれるとともに、坑水又は廃水の処理も永続的に行う必要があるため、今後も鉱害防止事業を着実かつ計画的に実施していく必要がある。

このため政府は、現下の行政及び財政の合理化、効率化の要請を踏まえつつ、特定施設に係る鉱害防止事業の計画的な実施を推進するとともに、鉱害防止工事を早期に終了することを目指し、金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針を定めることとした。

実施すべき鉱害防止事業の実施の時期及び事業量その他鉱害防止事業の計画的な実施を図るために必要な事項は、次のとおりとするが、その達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて必要に応じ見直しを行うものとする。

一　特定施設に係る鉱害防止事業の実施の時期

（一）平成二十五年度を初年度として平成三十四年度末までに、平成二十四年度末における使用済特定施設に係る坑道及び捨石又は鉱さいの集積場に係る鉱害防止工事を終了するものとする。

なお、鉱害防止工事の工事期間が長期に及ぶものについては可能な限り効率化を図り、早期に終了するものとする。

（二）特定施設のうち、平成二十五年度以降にその使用を終了したものにあっては、速やかに、鉱害防止工事を実施するものとする。

（三）平成二十五年度以降も引き続き、使用済特定施設に係る坑水又は廃水の処理を確実に実施するものとする。

二　特定施設に係る鉱害防止事業の事業量

（一）計画期間における使用済特定施設に係る坑道及び捨石又は鉱さいの集積場に係る鉱害防止工事の事業量

①坑口の閉塞等の措置を講ずべき坑道　二三鉱山　五七施設

②捨石又は鉱さいの集積場　三七鉱山　六四施設

③捨石又は鉱さいの集積場に係る覆土の面積　一六鉱山　八四ヘクタール

④捨石又は鉱さいの集積場に係る植栽の面積　一五鉱山　七二ヘクタール

⑤捨石又は鉱さいの集積場に係る擁壁の措置　六鉱山　一、四七八メートル

⑥捨石又は鉱さいの集積場に係るかん止堤の措置　一鉱山　一五四メートル

⑦捨石又は鉱さいの集積場に係る場外水及び場内水の排除施設の改修等の措置　一七鉱山　一五、六六八メートル

⑧坑水又は廃水の処理施設に係る改修の措置　一三鉱山　一三施設

（二）使用済特定施設から排出される坑水又は廃水の処理に係る年間事業量

①坑水又は廃水の年間排出量　七九鉱山　六、九九二万立方メートル

②カドミウム及びその化合物の年間除去量　五四鉱山　九・二トン

③鉛及びその化合物の年間除去量　四五鉱山　一四六トン

④砒素及びその化合物の年間除去量　二六鉱山　三三トン

⑤銅の年間除去量　五八鉱山　二四〇トン

⑥亜鉛の年間除去量　六八鉱山　二、〇三五トン

⑦溶解性鉄の年間除去量　六〇鉱山　六、四八六トン

⑧溶解性マンガンの年間除去量　一八鉱山　一、二八九トン

イ　鉱山保安法の規定により鉱害防止事業を実施すべき者が存在しない使用済特定施設から排出される坑水又は廃水の処理に係る年間事業量

①坑水又は廃水の年間排出量　二四鉱山　一、五三二万立方メートル

②カドミウム及びその化合物の年間除去量　一七鉱山　〇・二トン

③鉛及びその化合物の年間除去量　一五鉱山　二トン

④砒素及びその化合物の年間除去量　一一鉱山　二三トン

⑤銅の年間除去量　一六鉱山　四六トン

⑥亜鉛の年間除去量　二〇鉱山　五〇トン

⑦溶解性鉄の年間除去量　一九鉱山　二、七〇三トン

⑧溶解性マンガンの年間除去量　一鉱山　五一トン

ロ　その他の使用済特定施設に係る事業量

①坑口の閉塞等の措置を講ずべき坑道　一二鉱山　二九施設

②捨石又は鉱さいの集積場　二四鉱山　四九施設

③捨石又は鉱さいの集積場に係る覆土の面積　一四鉱山　八三ヘクタール

④捨石又は鉱さいの集積場に係る植栽の面積　一一鉱山　七〇ヘクタール

⑤捨石又は鉱さいの集積場に係るかん止堤の措置　一鉱山　一五四メートル

⑥捨石又は鉱さいの集積場に係る場外水及び場内水の排除施設の改修等の措置　一一鉱山　一〇、九〇三メートル

⑦坑水又は廃水の処理施設に係る改修の措置　八鉱山　八施設

（二）使用済特定施設から排出される坑水又は廃水の処理に係る年間事業量

①坑水又は廃水の年間排出量　七九鉱山　六、九九二万立方メートル

②カドミウム及びその化合物の年間除去量　五四鉱山　九・二トン

③鉛及びその化合物の年間除去量　四五鉱山　一四六トン

④砒素及びその化合物の年間除去量　二六鉱山　三三トン

⑤銅の年間除去量　五八鉱山　二四〇トン

⑥亜鉛の年間除去量　六八鉱山　二、〇三五トン

⑦溶解性鉄の年間除去量　六〇鉱山　六、四八六トン

⑧溶解性マンガンの年間除去量　一八鉱山　一、二八九トン

イ　鉱山保安法の規定により鉱害防止事業を実施すべき者が存在しない使用済特定施設から排出される坑水又は廃水の処理に係る年間事業量

①坑水又は廃水の年間排出量　二四鉱山　一、五三二万立方メートル

②カドミウム及びその化合物の年間除去量　一七鉱山　〇・二トン

③鉛及びその化合物の年間除去量　一五鉱山　二トン

④砒素及びその化合物の年間除去量　一一鉱山　二三トン

⑤銅の年間除去量　一六鉱山　四六トン

⑥亜鉛の年間除去量　二〇鉱山　五〇トン

⑦溶解性鉄の年間除去量　一九鉱山　二、七〇三トン

⑧溶解性マンガンの年間除去量　一鉱山　五一トン